

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

現業職員、臨時教職員待遇改善に関する県教委交渉結果

茨城県高等学校教職員組合は8月下旬に、現業労組(24日)、臨時教職員部(30日)による県教委交渉、ならびに教育条件に関する(31日)県教委交渉を実施した。交渉の主な内容は以下のとおり。

1 現業労組交渉

現業労組は、民間委託反対、現業職員の正規採用再開、現行給与水準の維持について要求を提出し、さらに学校への障害者雇用などについて改善を求めた。

○民間委託

民間委託問題では、定時制高校におけるデリバリー(仕出し弁当)方式の給食について食材の放射能測定をおこなっていないことが明らかになった。県教委は、「業者が安全な食材を使用しているはず」と業者まかせ。この問題一つとっても、民間委託が生徒の安全や健康の問題を切捨ててしまう結果となることが露呈した。

○障害者雇用

行政機関として障害者雇用率の達成は当然の責務である(茨城県教委全体で100人不足)。雇用率未達成の他にも問題が多い。たとえば、県教委のすすめる雇用形態は「嘱託」となっている。民間の模範となるべき行政機関が障害者を「非正規職員」として雇用しているのは失当である。現業労組は正規職員としての採用を求めた。

また、障害者雇用にあたっては本人および職場の過重負担軽減のために、職員加配(人数の割増し)

を求めた。

現業職員の給料表切り替え問題では、早い時期に改めて交渉の場を設定することを確認した。

2 臨時教職員部交渉

茨高教組臨時教職員部は、任用期間延長、最高初任給引き上げ、教員選考試験の改善(採用年齢の引き上げ、講師等経験者特別選考の拡充)、産休取得のための条件整備などを求めた。

○任用期間延長問題

以前から、4月1日から3月27日までとなっている任用期間を3月31日とすることを求めている。臨時教員が学級担任、部活動顧問を担当している学校も多く、業務内容は教諭とかわりない。すでに23府県では任用期間は3月30日まで延長されている。

任用されない期間が4日間あることで、給与の減額のほか、社会保険加入継続ができない(1日の空白なら継続可能)など、極めて大きな損害を被っている。

県教委は、教育活動が臨時教職員によって支えられていることは認めつつも、「財政的に困難」と回答した。

しかし、本来正規教員を配置すべき定数内の「欠員補充講師」が2012年度は高校286人、障害児学校282人もいる。これにより県教委は教育予算を大幅に削っているのであり、任用の4日間延長はその一部を振り向けるだけで容易に実行できる。

ひきつづき高教組として、臨時教職員の賃金・諸権利の改善を求めていく。

3 教育条件に関する交渉

教育条件に関する要求事項を来年度予算に反映させるために、県教委各部署が来年度予算要望をまとめる時期に交渉を設定している。学校予算の増額、老朽=危険校舎の改修整備、特別支援学校整備、学校の防災対策などについて改善を求めた。

○防災関連

学校への防災グッズ、備蓄品配備に関しては、「物品を検討中。選定後各学校に配備予定」と事前に文書回答があった。しかし当日の交渉の際、小中学校と県立学校を合わせ約900校にたいしわずか2500万円の規模で考えていることがわかった。しかも、ラジオの配備程度しか考えていないという。災害時の児童生徒の安全確保としてきわめてお粗末な認識であり、今後厳しく追及していく。

○職員休養室

休養室の設置要求に対して、「各分会において、校内の調整に努められたい」と文書回答があった。

労働安全衛生法上の「事業者」である県教委の姿勢としてはいささか無責任である。今後、各学校ごとに解決するために各分会で「事業場」の責任者である校長との交渉を強める必要があるだろう。(校舎改築等については次の記事) ■

危険校舎改築、施設設備改修など教育条件改善交渉



スもある。増車ときめ細かいコース設定で60分以内におさまるように強く要求した。

改築工事7校

今年度からの3年計画で、取手二高と下館二高の管理

8月30日に実施した教育条件に関する県教委交渉のうち、施設・設備に関する要求事項と回答は次のとおり。

トイレが足りない

石岡一高分会は、農業実習棟への女子トイレの新設と第二農場の女子トイレの増設(併せて約500万円)の要求を提出した。園芸科と造園科への女子の入学者増によるもの(園芸科では半数以上)。

財務課は、「学校からのヒアリングで聞いており、前向きに検討したい」と回答した。時代の変化によって施設・設備の改修等が必要になっている学校も多い。生徒・教職員のために、学校全体の要求として県教委に出していきたいものである。

スクールバスで100分

特別支援学校の各分会から、通学時間が60分以内になるようスクールバスの増車を要求した。特別支援教育課は「従来90分以内になるよう配車している」と回答したが、100分になるケ-

普通教室棟の改築がはじまった。今年度の老朽校舎改築事業は予算20億円である。

2015年度までの完成予定はこのほか、現在改築進行中の水海道一高(今年度完成予定)、土浦三高(2013年度完成予定)、石岡一高(2014年度完成予定)、水戸農高(国の災害復旧予算)、水戸二(同)をあわせた7校だけで、2016年度以降は白紙状態との回答だった。

多数の老朽=危険校舎の改築は急務である。地域経済への波及効果も大きい。早期に計画を立案し、県財務当局に提示し予算確保に動くべきである。(写真は耐震補強工事待ちの石岡一高実習棟=左右の2棟)

19校27棟で耐震補強工事

「2015年度までに県有施設の耐震化100%」という茨城県の目標達成のために、耐震補強工事が急ピッチで行われている。

県立学校では、昨年度の10億円から今年度20億円に増額された予算により、19校27棟で工事が行われ、41校64棟で

設計が予定されている。日立工高、多賀高、佐竹高、太田二高、勝田高の管理普通教室棟などで耐震補強工事が行われるが、補強はあくまで間に合わせのものであり、本来は老朽校舎を改築(建て替え)すべきで、各学校からも改築を強く要求する必要がある。

施設整備費はわずか3億円

県立高校の施設整備費は今年度はわずかに3億円強で、1校あたり300万円程度にしかならない。

各学校からの施設整備の要望は50億円近く出ている。日立一高の普通教室改修工事(中等教育学校向け?)、水戸三高の図書館新築工事、笠間高の映像編集室改修工事などのほかは、すべて維持補修工事である。県庁のトイレにも温水洗浄便座が完備されているというのに、県立学校の施設・設備はあまりにも貧弱である。

仮設校舎にエアコンを!

校舎改築のため仮設校舎を使用することになる石岡一高分会から、エアコン設置要求を提出した。財務課の回答は「保護者負担で設置するのであれば許可する」というものであった。学年8クラス(普通科6、農業系2)で1000人を超える生徒と職員が、2階建て中廊下方式の仮設校舎(エアコン設置を前提にした構造)で6月~9月に授業をすることになる。今後の改築予定校も含め仮設校舎に対する

【2面左下につづく】

教育条件整備求め自治体請願 — 土浦支部の取り組み

茨城県高等学校教職員組合土浦支部は、8月27日、つくば市議会に「県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書提出」に関して請願を実施した。

陳情から請願へ

土浦支部はこれまでも支部の地域内の市町村議会に陳情書を提出してきたが、「陳情」では議員への資料配布にとどまり、十分な検討がなされない状況だっ

た。そこで今年度は、上郷高校の廃校、並木高校の学校再編整備により大きな影響を受けているつくば市の議会に対して、「請願」の手続きをとることにした。

請願を行うには「紹介議員」が必要になる。まず、つくば市議会の全議員に、茨城県内の県立高校の現状や統廃合の問題点と請願の趣旨を伝えたいと、懇談を申し入れ、「紹介議員」依頼をおこなった。

高校教育の課題は高校以前の

義務教育の問題とも関わっていることから、つくば市教育委員会にも懇談を申し入れた。

有意義な懇談

つくば市議会は10会派30名の市議会議員で構成されている。8月7日、「つくば・市民ネットワーク」の2人の議員が高教組土浦支部三役との懇談に応じてくれた。

懇談では、これまでの高校統廃合の経過とそれによって生じ

た問題点、県立高校の現状などを伝え、学校や地域の実情に応じた教育施策が必要なこと、経済状況の悪化が続く中、30人以下学級や小規模校でこそ豊かな学びが保障されることなどを、実際の生徒の様子とあわせて伝えた。

2人の市議は、従来教育問題についての市民の関心が義務教育段階に限られたことから、高校教育の課題や現状について積極的に取り上げて考える機会がなかったという。しかし、今回の懇談で、高校統廃合やフレッ

クススクールなどの新たな施策の影響について、そして生徒にとってどのような学校が必要なのかについて率直に意見交換をすることができた。

現状認識を共有

つくば市教育委員会との懇談では、参加した指導主事から「行き場のない生徒をつくりたくはない」「学び直しの機会が必要」などの言葉が聞かれた。県立高校を希望しながら進学できない生徒の問題や入学しても途中で退学してしまう生徒の問題など、

現在の状況について共通の認識のもとで話し合うことができた。

残念ながら「請願」は不採択におわったが、生徒一人ひとりを大切にしたい教育について意見交換をおこなったことの意義は大きい。県立高校の現状はさまざま、生徒一人ひとりの実情にあつた教育的支援が高校教育においても必要であり、それらの実現に向けて取り組みを継続していくことが大切であると、今回の取り組みを通して気づくことができた。■

【1面 危険校舎記事 つづき】

特別措置として、県の負担でエアコンを設置すべきである。

エアコン設置についての財務課の方針は、①県費での設置を検討（コンピュータ室など）、②PTA等団体から要望があった場合、同団体が公有財産の使用許可を受けて設置（普通教室、特別教室など）、③原則設置を認めない（教科準備室、教員休憩室など）というもの。教員休憩室に設置を認めないなど不当なものである。しかし、交渉において「相談に応じる」という回答があり、今後の取り組みが重要である。

学校運営費の用途は「校長裁量」

学校規模をベースに配分される高校の学校運営費(約40億円)は、県全体では生徒数の減少により若干減っているとのことであるが(特別支援学校は増加)、節電や入札制度の拡大による経費削減効果をふくめて考えると各学校予算はむしろ増加していると思われる。

学校運営費の用途(消耗品・

備品など)は、数年前から「校長の裁量」(=各学校での独自判断)にゆだねられているので、効果的な予算執行のためには、予算委員会などでの校内調整が重要になっている。

教育予算増額のために

社会的環境の変化のもと、教育環境改善が一層切実な問題になっている。各学校の教職員が具体的に検討し、学校として、そして組合分会を通じて県教委に要求を提出することが重要なのだ。

今まで私達は、「予算」はよくわからないとか、自分たちの「仕事」ではないなどとして、事務職員や管理職員に依存してきたように思われる。交渉を通じて見えてきたことは、県全体の(いや国全体の)財政状況の中で、県教育委員会が教育予算を増やすことができない現状である。

県教委への各学校・教職員組合からの予算要求を積み上げ、県・国の財政当局を動かして教育予算を増やす必要があるだろう。 ■

汚染対処特措法による学校の除染はどうなっているのか？

昨年3月の福島第一原発の事故発生からすでに1年半が経過した。「放射性物質汚染対処特措法」の施行からほぼ9か月になるが、茨城県内の「除染」はどうなっているのか。

汚染対処特措法の施行

原発至近の福島県内の11市町村が「除染特別区域」に指定され、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉の8県の102市町村が「汚染状況重点調査地域」に指定された。茨城県では、20市町村が指定された(北茨城、高萩、日立、常陸太田、東海、ひたちなか、鉾田、鹿嶋、土浦、阿見、美浦、つくば、牛久、稲敷、利根、つくばみらい、龍ヶ崎、取手、守谷、常総)。

本来であれば、事故発生後ただちに、国が汚染状況を測定して、原発由来の放射性物質の除去作業に着手しなければならない。今ごろになって「調査」とは！

特措法は市町村が申請し、国(環境省)が指定する形式になっているため、市町村役場が申請

しなければ、当然「指定」はされない。茨城県は、筑西・下妻・坂東・古河にかけての相対的に汚染が少なかった地域(それでも除染が不要というわけではない)を除き、ほぼ全域が深刻な汚染区域である。とりわけ笠間、石岡、千代田、河内などは、指定された20市町村同様に顕著に汚染されたのだが、申請を怠ったため特措法による「除染」の対象外となった。

茨城県内44市町村のうち、「重点調査地域」指定がわずか20市町村であることも異常だが、「除染」作業の対象となる県立高校・特別支援学校は、わずか11校である(高萩、竜ヶ崎第二、竜ヶ崎南、取手第一、取手第二、伊奈、守谷の高校7校と、霞ヶ浦豊、土浦、美浦、伊奈の特別支援学校4校)。指定市町村内の残る45校が特措法による「除染」の対象外にされた。どのようなカラクリでこうなったのか？

放射線量測定の忌避

ふりかえてみれば、茨城県

庁がモニタリングカーで県内全市町村の空間放射線量を測定したのは、事故発生から2か月後の2011年5月なかばだった。文部科学省がヘリコプターにアメリカから借りた測定器を搭載して測定した汚染状況地図を発表したのは2011年夏から秋(茨城県については2011年8月30日)だった。

県庁による全市町村の測定といっても、各市町村役場の前庭で一か所測定しただけである。文部科学省の地図は、3km間隔で低空飛行して測定したごく大雑把なものに過ぎない(茨城県南等一部で1km間隔)。

事故発生後ただちに、遅くとも数日以内におこなうべき放射線量測定を何か月もたってから実施したことは大問題である。SPEEDIのデータの隠蔽が問題視されたが、時々刻々変化する風向を反映するSPEEDIの汚染状況予測データによって住民の避難行動を決定するのは無理で、屋内退避指示に役立つ程度だろう。SPEEDIによる予測データの

隠匿は許されることではないが、実際の汚染の測定を長期間怠ったことは、一層重大な本質的過誤である。

2011年5月はじめ、茨城県南地域選出の衆議院議員の小泉俊明(当時民主党所属)が、個人で購入した測定器で放射線量を測定して県南一帯の顕著な汚染を知ったので、学校関係者に通報したところ、取手市長藤井信吾と守谷市長会田真一がこれに猛反発して抗議文書を突きつけるという異様な事件も起きた。

「測定しない。測定させない。」これが原発推進勢力の基本戦略であり、全体主義政治体制を彷彿とさせる。行政機関の姿勢はその後も変化していない。「汚染対処特措法」に関連する費用を支出するか否かの決定にあたる、すなわち「除染」を実施するか否かの決定権限を掌握する環境省は、指定した機器を用いて、指定した手法で、指定した者が測定した空間放射線量データしか認めない。国民・県民が、自前の機器でおこなった測定は、完全に無視する。

(以下次号) ■